

保険料払込免除特約を付加しており、保険料払込期間中に、以下の事由に該当した場合、以後の**保険料の払込みは不要**となります。

悪性新生物(がん)



責任開始期前を含めて初めてがん・上皮内がんと診断確定され、その治療を目的とする入院を開始したとき

⚠【ご注意】責任開始日から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物(がん)は対象となりません。

急性心筋梗塞



急性心筋梗塞により所定の状態に該当したとき

<平成28年(2016年)4月1日以前にご加入のご契約>

- ・所定の労働の制限を必要とする状態が60日以上継続したと医師によって診断されたとき

<平成28年(2016年)4月2日以降にご加入のご契約>

- ・入院を継続20日以上したとき
- または
- ・手術を受けたとき

脳卒中



脳卒中により所定の状態に該当したとき

<平成28年(2016年)4月1日以前にご加入のご契約>

- ・言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続したと医師によって診断されたとき

<平成28年(2016年)4月2日以降にご加入のご契約>

- ・入院を継続20日以上したとき
- または
- ・手術を受けたとき

糖尿病



糖尿病を発病し、血糖値上昇抑制のためのインスリン治療を120日以上継続したと医師によって診断されたとき(経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限る)

※妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除く。

※更新前契約に保険料払込免除特約が付加されていた場合は、更新後契約に既存の保険料払込免除特約〔平成28年(2016年)4月1日以前発売〕が引き継がれ、平成28年(2016年)4月2日以降発売の保険料払込免除特約が付加されることはありません。

肝硬変



この特約の責任開始期前を含めて初めて肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき（所定の診断基準＜方法＞にもとづき医師が認めた場合に限る）

慢性腎不全



この特約の責任開始期前を含めて初めて慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、医師の指示により永続的に行う人工透析療法を開始したとき

高血圧症



高血圧を原因として次の条件をすべて満たす状態に該当したと医師によって診断されたとき

- ア. 通常時の拡張期血圧が110mmHg以上
- イ. 眼底所見でKW (Keith-Wagener分類) 3群以上の高血圧性網膜症を示す
- ウ. 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の憎悪とともに、脳症状や心症状をともなう

Keith-Wagener分類

分類	眼底所見
1群	眼底所見が軽微で細動脈の狭小化と硬化を軽度認める。
2群	1群に比べ細動脈の変化(狭小化と硬化)が強く見られる。
3群	著明な細動脈の緊張亢進があり、動脈の変化は広汎かつ明瞭。眼底に血管攣縮性網膜炎(動脈の著しい狭細化、口径動揺、網膜浮腫、綿花状白斑、出血・硬性白斑あり)
4群	細動脈は器質的にも攣縮的・機能的にも狭細化し、汎発性の網膜症と測定可能な程度以上の乳頭浮腫が認められる。

移植術



被保険者が、心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓および骨髄(造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限る)の各移植術を受けたとき

被保険者が受容者＜レシピエント＞の場合に限る

※再移植の場合を除く

保険料払込免除特約を付加しているかどうかにかかわらず、高度障害状態に該当した場合や所定の要介護状態に該当し、その状態が一定期間継続した場合に、以後の保険料のお払込みが不要となる保険種類もあります。

高度障害状態および所定の要介護状態につきましては、44ページおよび45ページをご参照ください。